

大飯原発3，4号機，高浜原発3，4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 松田正 ほか8名

債務者 関西電力株式会社

進行に関する意見書(3)

平成27年3月10日

福井地方裁判所 御中

債権者ら代理人弁護士 河 合 弘 之

ほか

債権者らは、上記事件の進行について、下記のとおり意見を申し述べる。

第1 意見の趣旨

上記事件について、平成27年3月11日に審尋期日を終了し、早期に決定を行うことを求める。

第2 意見の理由

1 債務者意見書第2に対する反論

(1) 債務者は、平成27年3月9日付け進行に関する意見書第2において、川内原発に係る新規制基準適合性審査の状況、本件原発における補強工事の状況等も考慮すると、本件原発の起動は、同日時点においても相当程度先のことと見込まれ、本件原発の起動に至る前にも相当程度の審理期間を確保できる見通しであると述べる。

(2) しかし、川内原発は、新規制基準施行後に初めて原子炉設置変更許可を受けた原発であるし、また、工事計画認可及び保安規定変更許可の各申請に対する審査について4度も補正書が提出されていることからしても、本件原発の再稼働スケジュールをこのような川内原発と比較することは妥当でない。

また、本件原発における補強工事の予定についても、債務者が主張する予

定にすぎず、客観的にいつ補強工事が終了するかは明らかでない。

- (3) そもそも、後記２記載のとおり、本件を判断するにあたっての主張疎明は十分になされているから、これ以上審理期間を確保する必要はない。
- (4) 仮処分申立書第３・１(2)記載のとおり、債務者は、大飯本訴請求事件の福井地裁判決が言い渡された直後から、同判決を無視するような言動を繰り返しており、このような債務者の司法判断を軽視する姿勢からすれば、債務者の裁判引きのばしの姿勢は明らかである。債務者の狙いは、本件の判断をなるべく遅らせて、その前に再稼働してしまおうということである。

２ 債務者意見書第３に対する反論

- (1) 債務者は、平成２７年３月９日付け進行に関する意見書第３において、今後、①地震に関する意見書、②設備等に関する意見書、③地震に関する口頭説明、④新規制基準適合性審査の状況を踏まえた主張疎明を予定していると述べる。
- (2) しかし、債務者は、本件と主要な争点を同じくする大飯本訴請求事件の控訴審において、平成２７年２月２日までに全ての主張と書証を提出し、人証の予定はないと述べているところ、同年１月２８日に開催された本件の審尋期日において、上記控訴審において同年２月２日までに提出を予定していた主張と書証は、本件において同年１月２３日付けで提出した主張と書面と「基本的に異なる」と述べている。

すなわち、裁判所から、大飯本訴請求事件の控訴審の主張立証とほぼ同じなのかと質問されて、債務者代理人は、「基本的に異なる」と述べ、本件の争点は、大飯本訴請求事件の控訴審における争点と共通であることを互いに確認しているのである。

そして、債務者は、同年２月９日に開催された大飯本訴請求事件の控訴審の口頭弁論期日においても、上記(1)記載のような主張立証を行う予定である

とは全く述べていない（添付資料１）。

上記の経緯からすれば、債務者が今後予定していると述べる上記(1)記載の主張疎明は、本件の決定を遅らせるためのものであることは明らかである。

- (3) 上記のとおり、債務者が今後予定していると述べる上記(1)記載の主張疎明は、本件の決定を遅らせるためのものであることは明らかであるが、一応、個別にその必要性を検討しておく。

① 地震に関する意見書について

債務者は、地震動評価手法や地震動評価における不確かさの考慮方法の適切さについて、一般財団法人電力中央研究所の研究者の意見書を提出する予定であると述べる。

しかし、債務者が主張する地震動評価手法や地震動評価における不確かさの考慮方法については、債務者主張書面(1)において述べられているところ、当該考慮方法の適切さは、基本的に主張の内容自体から判断できるものである上、既に書証も提出されており、これを判断するにあたっての主張疎明は十分なされている。仮に、一般財団法人電力中央研究所の研究者が当該考慮方法を適切だと述べたからといって、その判断が左右されるものではない。

② 設備等に関する意見書について

債務者は、大飯本訴請求事件の福井地裁判決を引用している債権者らの主張には、使用済み核燃料プールの安全性その他の事項に関して多数の誤りが存在し、こうした誤りの存在や債務者の主張を裏付ける疎明資料として、原子力の専門家である宮崎慶次大阪大学名誉教授の意見書を提出する予定であると述べる。

しかし、例えば、同判決が指摘する使用済み核燃料プールの危険性は、使用済み核燃料が原子炉格納容器のような堅固な施設に囲まれていないことであるところ、このことは債務者も争わない事実であり、専門家の意見

書がなくても、十分に法的評価が可能な事実である。債務者が述べるその他の事項が何を指すかは不明であるが、本件の主要な争点の判断にあたって専門家の意見書が必要不可欠な事項はない。

③ 地震に関する口頭説明

債務者主張書面(1)及び乙第13号証は、専門家でなくとも了解可能な内容となっており、債務者の代理人又は従業員による口頭説明は必要ない。

④ 新規制基準適合性審査の状況を踏まえた主張疎明

本件の判断は、新規制基準の適合性や原子力規制委員会による適合性の審査の適否という観点からなされるものではないから、新規制基準適合性審査の状況を踏まえた主張疎明は必要ない。

(4) 本件の申立書等が債務者に送達されてから約3か月の準備期間があったところ、上記④以外の①乃至③の主張疎明については、この期間内に準備することは十分可能であったと考えられる。

(5) 以上のとおり、債務者が今後予定していると述べる主張疎明は、大飯本訴請求事件等の経緯からすれば、本件の決定を遅らせるためのものであることは明らかである上、個別に検討しても、いずれも審理期間を伸長してまで主張疎明を行う必要性は認められず、さらに、債務者にはこれらの主張疎明を行うための十分な準備期間が与えられていたことからすれば、これらの主張疎明のために審理期間を伸長することは相当でない。

以上